事務連絡

令和２年４月９日

都内特別養護老人ホーム・介護老人保健施設　施設管理者　様

福祉保健局高齢社会対策部施設支援課長

上　野　睦　子

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う手指消毒用エタノールの優先購入について

新型コロナウイルスの感染拡大の防止に向けては、手洗い等の対策の徹底が求められています。

手指消毒用エタノールについては、国による優先供給スキームが構築されており、この度、都内特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設用として優先的に購入できるよう厚生労働省と調整しました。

　ついては、手指消毒用エタノールの購入を希望される施設におかれては、別紙をご参照の上、下記により購入申請手続きをお願いいたします。

記

１　申請先

　　東京電子申請・届出サービス

ＵＲＬ：<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1586347675627>

【ＱＲコード】



（注意事項）

　　　発注後のキャンセルは出来ないため、別紙を参照いただき、購入の必要性を施設において十分に検討した上で、申請手続きを行ってください。

２　受付期間

　　令和２年４月１３日（月曜日）２４時まで

　　※上記期間後は、申請先のホームページにアクセスできなくなり、受付できません。

福祉保健局高齢社会対策部

施設支援課施設運営担当　高野

電話番号：０３－５３２０－４２６４（直通）